

低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査要領

平成 25 年 6 月 28 日 25 建企第 207 号

1 目的

この要領は、「長崎県建設工事低入札価格調査制度要綱」（平成 25 年長崎県告示第 709 号。以下「要綱」という。）第 3 条に定める低入札調査基準価格を下回った者のうち、極端な低価格入札を行った者に対して行う特別重点調査の事務処理について必要な事項を定める。

2 特別重点調査の実施対象

特別重点調査は、低入札調査基準価格を下回る価格で入札を行った者のうち、その者の申込みに係る価格の積算内訳（工事費内訳書取扱要領（平成 20 年 7 月 9 日 20 建企第 233 号）の規定に基づき入札時に提出を求める工事費内訳書をいう。）である次の表上欄に掲げる各費用の額のいずれかが、設計金額の積算内訳である同表上欄に掲げる各費用の額に同表下欄に掲げる率を乗じて得た金額（千円未満の金額は切り捨てる。）に満たない者（特別重点調査対象者）に対して行うものとする。

直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
75%	70%	70%	30%

3 特別重点調査の内容

(1) 特別重点調査の実施方法

- ① 特別重点調査においては、まず、入札者の積算の内訳が合理的かつ現実的なものであることを、次の例のように徹底して調査し、入札者から提出される積算内訳書が、契約対象工事に係る実際の収入及び支出を表したものであるかを確認する。

（例 1）工事の施工に必要なすべての費用を適切に計上しなければならないものとし、発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない費用（例えば、本社の社員を活用する場合など本社経費等により負担する費用）についても、工事の施工に必要な費用である以上、適切に計上されているかを確認する。

（例 2）計上する金額は、計数的根拠のある合理的なものでなければならないものとし、現場への精通といった計数的根拠が希薄な理由で低価格の積算をしていないか、現場事務所の設置に代えて自社施設の活用を予定している場合に具体的な低減額を計数的に把握して積算をしているか、下請業者による施工を予定している場合に下請予定業者（入札者が工事を直接請け負わせることを予定している下請負人をいう。以下同じ。）の見積金額を反映しているかなどを確認する。

（例 3）計上する金額は、現実的なものでなければならないものとし、単に下請予定業者の見積金額によってだけでなく、原則、その下請予定業者の見積金額が過去に取引した実績のある価格を基礎として見積もられているかなどを確認する。

- ② ①の調査によって、工事の施工に必要な費用が、積算内訳書に適切に計上されているかが確認されるが、入札者の申込みに係る価格が当該費用の額を下回っている場合には、工事の手抜き、安全対策の不徹底、下請予定業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化といった問題が生じかねないことから、その下回る金額が確実に入札者によって負担され、他へ転嫁されるおそれがないことを確認する。

(2) 特別重点調査の実施に係る連絡等

- ① 事務所（要綱第 2 条第 4 号に規定する事務所をいう。以下同じ。）の長は、2 の基準に該当する価格で入札を行った者がいる場合は、当該者に対して特別重点調査を行う旨を通知するとともに、原則として、当該通知日の翌日から起算して 7 日以内（休日を除く。）に、特別重点調査の実施に必要な 4 に掲げる資料及び添付書類（以下「資料等」という。）を提出するよう求めるものとする。

また、事務所の長は、当該者が発注者の単価に比して相当程度低い単価を採用していると認めるときは、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるかどうかを判断するため、必要に応じ、当該者に対して、その他の説明資料の提出を求めることができるものとする。

なお、当該者は、事務所の長が求める資料等のほか、契約の内容に適合した履行が可能であるこ

とを立証するために必要と認める任意の書類をあわせて提出することができるものとする。

- ② 事務所の長は、4に掲げる資料等の受領後、速やかに、入札者の責任者（支店長、営業所長等（共同企業体による入札の場合は、全ての構成員の支店長、営業所長等））から聴き取りを行い、入札者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認するものとする。

- ③ 資料等については、提出期限日後の差し替え及び再提出を認めないものとする。ただし、資料等及び聴き取りの内容により、事務所の長が必要と認め、入札者に対し、記載要領に従った記載を行うべきこと、必要な添付書類を提出すべきことなどの教示を行ったときは、この限りでない。

なお、教示を踏まえた資料等の再提出等は、原則として1回に限るものとし、その提出期限については、作成に必要な時間を確保した上で適切に設定すること。

- ④ 事務所の長は、資料等の提出を求めるに際しては、調査の途中段階で資料等の差し替えが発生しないよう、資料等に記載すべき内容等について十分な説明を行うものとする。

(3) 特別重点調査の手続

- ① 事務所の長は、入札者が構築しようとする品質確保及び安全管理のための体制、建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する法令遵守体制のための費用について調査を行うほか、2の基準に該当することとなった直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の費目に限り、資料等により厳格に確認を行う。ただし、2の基準に該当することとなった費目のみの確認だけでは契約の内容に適合した履行がされないおそれの有無を判断しかねるときは、他の費目についても厳格に調査を行うものとする。

- ② 特別重点調査は、2の基準に該当するすべての者について行うものとし、その旨及びこれに協力しなければならない旨をあらかじめ入札公告において明らかにするものとする。

4 提出を求める資料等と確認内容

事務所の長は、特別重点調査においては、(1)から(26)までに掲げる資料等の提出を求め、当該各号に記載する内容を特に重点的に確認するものとする。

(1) 当該価格で入札した理由（様式1）

直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目別に、労務費、手持ち工事の状況、契約対象工事現場と当該入札者の事務所・倉庫等との関係、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況、下請予定業者の協力等の面から、入札した価格で施工可能である具体的理由。

(2) 積算内訳書（様式2-1、様式2-1（営繕）、様式2-2、様式2-2（営繕）、様式2-3）

- ① 数量総括表に対応する積算内訳書となっていること（指定の数量によって積算されていること。）。
- ② 入札説明書での要求事項を理解して見積もりを行っていること。
- ③ 指定の工法によって施工することとしていること（工法の指定のない場合は、入札者の工法に安全性等の点で問題がないこと。）。
- ④ 発注者が支払う請負代金から支弁することを予定している費用か否かにかかわらず、施工に当たって必要となるすべての費用を計上していること。
- ⑤ 積算に下請予定業者や納入予定業者等の見積書の内容が反映され、計数的な根拠のある合理的かつ現実的な積算内訳書となっていること（原則、取引等の実績を求めること。）。
- ⑥ 現場管理費に、租税公課、保険料、従業員給与手当、法定福利費、外注経費などを適切に計上していること。ただし、様式5に記載する技術者及び様式14-4に記載する自社社員の交通誘導員に係る従業員給与手当及び法定福利費については、他と区分して別計上としていること。また、その従業員給与手当の金額が最低賃金法（昭和34年法律第137号）に定める最低賃金額以上であり、かつ、これらの者が過去3月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいているなど合理的かつ現実的な見積もりであるとともに、法定福利費の金額が法定額以上となっていること。
- ⑦ 一般管理費等に、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費などを適切に計上していること。
- ⑧ 自社労務者に係る費用は直接工事費に、また、自社の現場管理職員（技術者等）及び自社の交通誘導員に係る費用は現場管理費にそれぞれ計上されており、一般管理費等には計上していないこと。
- ⑨ 契約対象工事の施工に要する費用の額を下回る額で入札した場合において、その下回る額を不足

額として当該工事の一般管理費等に計上していること。

(3) コスト縮減額調書（様式3）

新技術、新工法、施工法の工夫等によりコスト縮減の達成が可能であり、入札者が提出する様式3に基づき、事務所の長がその縮減金額の妥当性を確認した場合においては、入札者の申込みに係る価格の積算内訳の額に当該縮減金額を加算した額を用いて2に定める基準に該当するかどうかを判断する。

(4) 下請予定業者等一覧表（様式4）

- ① 下請予定業者、資材購入予定先及び機械リース会社が具体的に予定されていること。
また、自社保有の社員、資機材等を活用する場合についても、具体的に予定されていること。
- ② 下請予定業者が押印した見積書の金額が積算内訳書に正しく反映されていること。
また、下請予定業者の見積書に係る各経費内訳（機械経費、労務費、材料費及びその他費用）ごとの金額が、過去1年以内に下請業者として施工した実績のある同様の工事における金額以上であることなど合理的かつ現実的なものであること。

(5) 配置予定技術者名簿（様式5）

配置予定の主任技術者又は監理技術者（同一の要件を満たす技術者（同種工事の経験を除く。）を含む。）及び現場代理人について、次の点を確認すること。

- ① 他の手持ち工事の状況との関係も考慮した上で契約対象工事に実際に配置できること。
- ② 自社社員であり、かつ、契約対象工事の入札公告後に入社した者でないこと。
- ③ それぞれに必要な資格を有すること。

(6) 手持ち工事の状況（様式6－1、様式6－2）

- ① 記載された手持ち工事が実在するものであること。
- ② 当該工事の資材保管場所が近距離にあること、当該工事と同種又は同類の工事と資機材を共通調達できること等により縮減できるものとする契約対象工事の工事費の各費目別の金額が、過去の実績に基づく額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(7) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（様式7）

- ① 記載された事務所、倉庫等を所有し、又は賃借していること。
- ② 当該事務所、倉庫、資材保管場所等が近距離に存在することにより縮減できるものとする営繕費、資機材の運搬費、通信交通費、事務用品費など契約対象工事の経費が、計数的に合理的な見積もりとなっていること。

(8) 手持ち資材の状況（様式8－1）

- ① 記載された手持ち資材を保有していること、当該資材が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及び当該資材を契約対象工事で使用する予定であること。
- ② 調達時の単価等の原価が適切に見積もられていること（手持ち資材の活用による資材費の低減が可能であること。）。また、繰り返しの使用を予定する備品等については、摩耗や償却を適切に見込んだ原価となっていること。

(9) 資材購入予定先一覧（様式8－2）

- ① 他社から購入を予定している場合
 - 1) 購入予定業者から納入を受ける予定の資材が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及びその単価が当該業者によって過去1年以内に販売された実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（他社からの購入による資材費の低減が可能であること。）。
 - 2) 購入予定業者と入札者の関係が記載のとおり存在すること。
- ② 自社製品の活用を予定している場合
 - 1) 自社において記載された資材を製造していること、当該資材が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及び当該資材を契約対象工事で使用する予定であること。
 - 2) 記載された単価が、自社の製造部門が過去1年以内に第三者と取引した販売実績額又は製造原価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（自社製品の活用による資材費の低減

が可能であること。)

(10) 手持ち機械の状況 (様式 9-1)

- ① 記載された手持ち機械を保有していること及び当該機械を契約対象工事で使用する予定であること。
- ② 契約対象工事で使用可能な管理状態にあること。
- ③ 手持ち機械の使用に伴う原価が減価償却費や固定資産税等を含んで適切に見積もられていること (手持ち機械や減価償却終了の機械の活用による機械経費の低減が可能であること。)

(11) 機械リース元一覧 (様式 9-2)

- ① 他社からリースを予定している場合
 - 1) 機械リース予定会社からリースを受ける予定の単価が、当該業者が過去 1 年以内にリースした実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること (機械リース予定会社からのリースによる機械経費の低減が可能であること。)
 - 2) 機械リース予定会社と入札者の関係が記載のとおり存在すること。
- ② 自社の機械リース部門からリースを予定している場合
 - 1) 自社の機械リース部門において記載された機械を保有していること及び当該機械が契約対象工事にリース可能であること。
 - 2) 記載された単価が、自社の機械リース部門が過去 1 年以内に第三者にリースした実績額又は原価以上の単価であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(12) 労務者の確保計画 (様式 10-1)

- ① 自社労務者を充てる場合
 - 1) 記載された者が自社社員であること。
 - 2) 資格の保有が必要な職種に充てようとする者については、その者が必要な資格を有していること。
 - 3) 労務単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であり、かつ、過去 3 月以内に支払った実績のある賃金の額以上の金額を計上しているなど合理的かつ現実的な見積もりであること (自社社員の活用による労務費の低減が可能であること。)
- ② 下請予定業者による労務者の確保を予定する場合
 - 1) 下請予定業者と入札者の関係が記載のとおり存在すること。
 - 2) 労務単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であり、かつ、下請予定業者が過去 1 年以内に施工した実績のある同様の工事における労務単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(13) 工種別労務者配置計画 (様式 10-2)

労務者の確保計画と整合がとれており、適切な施工が可能な工種別の労務者配置計画となっていること。

(14) 建設副産物の搬出地 (様式 11)

- ① 記載された搬出計画が関係法令を遵守したものであり、かつ、仕様書等で要求している要件に適合していること。
- ② 記載された受入れ価格が、建設副産物の受入れ予定会社が過去 1 年以内に建設副産物を受け入れた実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(15) 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書 (様式 12)

- ① 建設副産物及び資材等の運搬計画が関係法令を遵守したものであり、かつ、発注仕様書等で要求している要件に適合していること。
- ② 記載された運搬予定者への支払予定額が、運搬予定者が過去 1 年以内に取扱った実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(16) 品質確保体制 (品質管理のための人員体制) (様式 13-1)

- ① 「諸費用」の「見込額」に記載した金額を入札者 (元請) が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。
- ② 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に

記載された金額が、下請予定業者の過去1年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

- ③ 「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載した金額が、最低賃金法に定める最低賃金額以上であり、かつ、それを入札者（元請）が負担する場合にあっては、「氏名」の欄に記載した者が過去3月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいたものであり、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去1年以内に「実施事項」欄の内容と同様の品質管理体制を確保した際の実績のある技術者単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

- ④ 入札説明書で要求している要件に適合していること。

(17) 品質確保体制（品質管理計画書）（様式13-2）

- ① 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

- ② 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去1年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

- ③ 入札説明書で要求している要件に適合していること。

(18) 品質確保体制（出来形管理計画書）（様式13-3）

- ① 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

- ② 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去1年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

- ③ 入札説明書で要求している要件に適合していること。

(19) 安全衛生管理体制（安全衛生教育等）（様式14-1）

- ① 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

- ② 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去1年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

- ③ 入札説明書で要求している要件に適合していること。

(20) 安全衛生管理体制（点検計画）（様式14-2）

- ① 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

- ② 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去1年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

- ③ 「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載した金額が、最低賃金法に定める最低賃金額以上であり、かつ、それを入札者（元請）が負担する場合にあっては、「点検実施者」の欄に記載した者が過去3月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいたものであり、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去1年以内に「点検対象」、「対象区間」及び「時期・頻度」の各欄に記載の内容と同様の安全衛生管理体制を確保した際の実績のある技術者単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

- ④ 入札説明書で要求している要件に適合していること。

(21) 安全衛生管理体制（仮設置計画）（様式14-3）

- ① 「設置費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

- ② 「設置費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去1年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

- ③ 入札説明書で要求している要件に適合していること。
- (22) 安全衛生管理体制（交通誘導員配置計画）（様式 14－4）
- ① 自社社員を交通誘導員に充てる場合
- 1) 単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であること。
- 2) 単価の見積もりが交通誘導員への支払給与の直近 3 ヶ月の実績額以上の金額でされているなど合理的かつ現実的なものであること。
- ② 派遣会社から交通誘導員の供給を受けることを予定する場合
- 1) 単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であること。
- 2) 単価が当該交通誘導員の派遣予定会社が過去 1 年以内に交通誘導員を派遣した実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。
- ③ 交通規制方法に応じて必要な人数の交通誘導員を配置する計画となっていること。
- ④ 入札説明書で要求している要件に適合していること。
- (23) 誓約書（様式 15）
- ① 入札者の申込みに係る価格が入札者の積算における工事の施工に要する費用の額を下回る場合に、その下回る額を自社の本社経費等から契約対象工事の一般管理費等に確実に計上することによって、入札者が落札契約後に下請予定業者や資材納入業者等の見積金額を故なく減額するなど下請予定業者等にしわ寄せをし、手抜き工事を誘発することのないよう、その旨を代表取締役が誓約した書面を提出していること。
- ② 入札者の申込みに係る価格が入札者の積算における工事の施工に要する費用の額を下回る場合に、その下回る額を自社で負担するための財源の確保方法が具体的に確認できること。
- 特に、当該下回る額（当該年度において、契約対象工事以外の事務所発注工事に関し、低入札価格調査を経て、入札者の積算における施工に要する費用の額を下回る価格で受注した経歴を有する者にあつては、その下回る価格の合計額と契約対象工事に係る下回る額との合算額）が前年度の営業利益金額を上回るときは、より確実な財源の確保方法が具体的に確認できること。
- (24) 施工体制台帳（様式 16－1）
- 施工体制が適切であること。
- (25) 工事作業所災害防止協議会兼施工体系図（様式 16－2）
- 施工体系図が適切であること。
- (26) 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（様式 17）
- 過去 5 年間の施工工事で低入札価格調査の対象となったものについての工事成績評定点を確認する。

5 費目別の確認等

特別重点調査における確認は、(2)に掲げるすべての項目について行うほか、(1)②から⑤までの項目のうち 2 の基準に該当することとなったものに限り行う。費目を限った見積もり内容等の確認は、次の提出資料等により行うものとする。

- (1) 各費目ごとの確認
- ① 各費目共通（様式 2－1、様式 2－2、様式 3、様式 4、様式 16－1、様式 16－2）
- ② 直接工事費
- 1) 資材費（発注者の積算総額で概ね 100 万円以上の資材を調査対象とする。）（様式 8－1、様式 8－2）
- 2) 機械経費（様式 9－1、様式 9－2）
- 3) 労務費（様式 10－1、様式 10－2）
- ③ 共通仮設費（様式 6－1、様式 6－2、様式 7）
- ④ 現場管理費（様式 5、様式 7）
- ⑤ 一般管理費等（様式 2－3、様式 15）
- (2) 施工体制の確認
- ① 品質確保体制（様式 13－1、様式 13－2、様式 13－3）
- ② 安全確保体制（様式 14－1、様式 14－2、様式 14－3、様式 14－4）

- ③ 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する法令遵守体制（様式 11、様式 12）
- ④ その他施工体制全般（様式 4、様式 17）

6 適正な調査及び調査内容の実効を担保するための措置

入札者が虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合又は要綱第 9 条第 2 号に記載する重点的な監督と入札時の特別重点調査の内容とが著しく乖離した場合（合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。）で、悪質性が高い者に対しては「長崎県工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領」（平成 12 年長崎県告示第 599 号の 6）により指名停止を行う。

7 その他

- (1) 入札者が提出期限までに記載要領に従った資料等の提出を行わない場合、2 (2) ②の聴き取りに応じない場合など特別重点調査に協力しない場合は、長崎県財務規則（昭和 39 年長崎県規則第 23 号）第 100 条第 6 号に該当するものであり、入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効とするものとする。なお、その旨を入札公告においてあらかじめ明らかにするものとする。
- (2) 低入札価格調査制度において、この要領に定めのない事項については、要綱によるものとする。
- (3) 事務所の長は、年度末の時期を含め、特別重点調査の事務が的確かつ円滑に行われるよう、その発注に係る工事が特別重点調査の対象になりうる可能性もあらかじめ考慮して、より計画的な発注計画を策定すること。

附 則

- 1 この通知は、平成 25 年 7 月 1 日以降に入札公告する建設工事から適用する。